

令和5年度 広瀬団地再生ビジョン策定業務 企画提案要領

1. 業務名

令和5年度 広瀬団地再生ビジョン策定業務

2. 目的

別添仕様書のとおり

3. 業務内容

別添仕様書のとおり

4. 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

5. 限度額

18,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

※この予算額は、あくまで、本プロポーザルにおける企画提案書作成のために設定した事業費の上限額であり、この範囲内で積算すること。

※消費税及び地方消費税の税率は10%として積算すること。

6. 契約期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）まで

※本契約期間は業務完了に必要な日数が確保されていないことから、契約期間の延長を予定している。なお、延長期間については、契約後の協議により決定する。

7. 企画提案資格

企画提案書の提出者は、次の全ての条件を満たしていること。

- (1) 日本国内に本社、本店又は活動拠点を置いている法人（法人格の種類は問わない）
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していない者
- (3) 銀行取引停止処分を受けている者でない者
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でない者
- (5) 国税及び地方税等を滞納している者でないこと
- (6) 企画提案書提出日現在において、群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱及び前橋市建

設工事等業者指名停止措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと

(7) 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でない者

(8) 企画提案者の類似業務実績

過去10年の間に、次のいずれかに該当する類似業務の実績を有すること。なお、発注者の種別は問わない。

- ・ 都道府県、政令市及び中核市における住生活基本計画、住宅マスタープラン策定業務
- ・ 都道府県、政令市及び中核市における公営住宅等長寿命化計画作成業務
- ・ 住宅団地※1の整備事業、建替事業に係る関連業務※2
- ・ 住居地を含むエリア（地区や街区）※1の整備事業、再生事業に係る関連業務※2

※1 住宅団地やエリアの業務対象範囲の面積が1.0ha以上のもので、かつ複数棟の建築物があるものに限る。

※2 関連業務とは、基本構想や基本設計等で、業務内容に調査・課題検討・計画提案を含むものをいう。

(9) 配置予定技術者の要件

配置予定の管理技術者は次の資格及び実績を有すること。ただし、企画提案書提出日以前3ヶ月以上継続して雇用している者に限る。

①配置予定管理技術者の資格

「一級建築士」、「技術士(総合技術監理部門：都市及び地方計画)」又は、「技術士(建設部門：都市及び地方計画)」のいずれかの資格を有するもの。

②配置予定管理技術者に必要とされる実績

管理技術者は、(8)にある業務について、1件以上の実績を有さなければならない。

8. スケジュール

(1) 公告・質問書、参加申込書、企画提案書受付開始

令和5年12月19日(火)

(2) 参加申込書提出期限

令和5年12月27日(水)16時必着

※詳細は下記9のとおり

(3) 質問受付

令和6年1月19日(金)16時まで

※詳細は下記10のとおり

(4) 企画提案書提出期限

令和6年1月31日(水)16時必着

※詳細は下記11のとおり

(5) 審査会（プレゼンテーション）

令和6年2月5日（月）※予定

※詳細は下記12のとおり

(6) 結果通知

令和6年2月14日（水）

9. 参加申込

本プロポーザルへの参加を希望する事業者は「参加申込書（別紙様式1）」を電子メールで提出すること。提出期限までに参加申込書の提出がない場合は、本プロポーザルへの参加はできない。

※件名を「令和5年度 広瀬団地再生ビジョン策定業務に係る【参加申込書】」とすること。

※参加申込書を提出した際は、必ず電話にてメールの受信確認をすること。

(1) 提出期限

令和5年12月27日（水）16時必着

(2) 提出先

下記11（3）のとおり

10. 質問受付及び回答

次のとおり、企画提案を予定している事業者から質問を受け付ける。

(1) 質問受付期間

令和5年12月19日（火）～令和6年1月19日（金）16時まで

(2) 質問様式

質問書（別紙様式2）による

(3) 質問方法

電子メールですること。

※件名を「令和5年度 広瀬団地再生ビジョン策定業務に係る【質問書】」とすること。

※質問を提出した際は、必ず電話にてメールの受信確認をすること。

(4) 提出先・連絡先

下記11（3）のとおり

質問に対する回答は、令和6年1月26日（金）16時までに参加申込書の提出があった全事業者に対し、電子メールで回答する。

※その際質問事業者名は公開しない。

1 1. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

<企画提案書>

- ① 企画提案書表紙（別紙様式3）：1部
- ② 企画提案書本書（任意様式）：8部
 - ・本業務を実施するに当たっての基本的な考え方、特徴やポイントを示すこと。
 - ・業務のスケジュールを示すこと。
- ③ 業務実施体制表（別紙様式4）：8部
 - ・企画提案者の体制及び本業務に携わる責任者、担当者、協力会社等の体制を記載すること。
- ④ 類似業務実績一覧（別紙様式5）：8部
 - ・7（8）に記載の類似業務の主な実績を1件以上記載すること。
 - ・類似業務の内容が確認できる書類（契約書、業務仕様書等）の写しを添付すること。
- ⑤ 会社概要（パンフレット等任意様式）：8部 ※企画提案書の枚数には含まない。
- ⑥ 費用見積書（任意様式）：1部
 - ・宛先は、「群馬県住宅供給公社 理事長 中島 聡」とし、内訳には各経費の単価、消費税及び地方消費税を明記すること。

<その他の提出書類>

- ⑦ 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（*）：1部
（3ヶ月以内に発行されたもの。コピー可）
 - ⑧ 決算書（貸借対照表、損益計算書）の写し（*）：1部
（直近1年分）
 - ⑨ 暴力団排除に関する誓約書（別紙様式6）（*）：1部
 - ⑩ 課税（免税）事業者届出書（別紙様式7）：1部
 - ⑪ 納税証明書（*）：各1部
 - ・国税：納税証明書「その3の3」様式（法人税、消費税及び地方消費税）
- <群馬県内に本社又は支店等がある場合>
- ・群馬県税：県税に滞納がないことの証明（完納証明・規則第45条の3様式）
 - 群馬県税に課税実績がない場合は、課税実績がないことを証明する納税証明書を提出すること。

※（*）の書類は、「群馬県令和4・5年度物品等購入契約資格者名簿又は工事請負資格者名簿」搭載者にあっては提出不要。

(留意事項)

- ・企画提案書はA4版を原則とする（両面印刷可）。
- ・企画提案書（②～⑥の合計枚数）については、合計20ページ以内とする。

(2) 提出方法等

- ① 提出方法 郵送による
- ② 提出期限 令和6年1月31日(水)16時必着

(3) 提出先・連絡先

〒371-0025 群馬県前橋市紅雲町1-7-12 公社ビル2階
群馬県住宅供給公社 事業部 事業推進課 計画係(担当:菊池・村山)
電話 027-224-1881(ガイダンス2番)・e-mail:jigyoun@gunma-jkk.or.jp

1.2. 審査会(プレゼンテーション)

提出された書類に基づき、以下の項目を審査し、委託契約の優先交渉者を決定する。プレゼンテーション・ヒアリングによる審査を行い、最も優れた企画提案を提出した事業者を委託の優先交渉者として決定し、委託契約の交渉を行う。なお、審査結果は、令和6年2月14日(水)を目途に、全企画提案者に文書で通知する。

(1) 審査項目

下記の4項目について、審査委員による書類審査を行う。(合計100点)

- ① 提案内容1(的確性)【30点】
 - ・仕様書の内容を踏まえ、新たな視点や創意工夫がなされた的確かつ明確な提案となっているか。
- ② 提案内容2(実現性)【30点】
 - ・住民や関係者の意見等が効率的かつ有効的に引き出されるような手法が提案され、ビジョン策定に反映される計画となっているか。
- ③ 業務への理解・知識【20点】
 - ・業務内容及び目的に関する理解・知識が十分にあるか。
- ④ 実績・経験【20点】
 - ・過去の類似業務での実績及び経験を踏まえ、今回業務へ活かした提案となっているか。

(2) 審査会(プレゼンテーション)実施予定日及び審査場所

- ・実施予定日:令和6年2月5日(月)※予定
 - ・審査場所:群馬県前橋市紅雲町1-7-12 公社ビル※詳細未定
- ※オンラインによる審査は実施しない。

(3) 失格条件

- 次のいずれかに該当した場合は失格とし、審査の対象としない。
- ・企画提案書の提出書類に不備のある者
 - ・企画提案の提出期限を過ぎて提出した者

(4) その他

- ・プレゼンテーションに用いる資料は提出した企画提案書とする。
- ・プレゼンテーション実施方法、日時等の詳細については該当者に別途通知する。
- ・審査は非公開とし、内容の照会等には応じられない。

13. 契約

- ・最も優れた提案を行った者と契約締結の交渉を行う。
- ・提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額については、群馬県住宅供給公社との交渉で決定する。
- ・上記交渉が不調に終わった場合、次点とされた者と交渉する場合がある。
- ・契約日現在において、群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱及び前橋市建設工事等業者指名停止措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと

14. その他

- ・本企画提案に係る一切の費用は企画提案者の負担とする。
- ・提出された企画提案書類は、返却しない。
- ・提出された企画提案書類の内容を変更することはできない。
- ・提出された企画提案書類は、審査の必要上、複製する場合がある。
- ・提出後に辞退する場合には、速やかに群馬県住宅供給公社 事業部 事業推進課 計画係あてに連絡するとともに、その旨を書面（任意様式）にて提出すること。
- ・企画提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効にし、契約締結後に判明した時は、契約を解除することがある。